

# 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金 事業指定助成プログラム 助成先募集要項

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（以下、当財団）は、地域の課題解決や地域社会の発展に真摯に取り組む市民公益活動を支えるために、「事業指定助成プログラム」を実施しています。

事業指定助成プログラムは、NPO・市民活動団体などが取り組む事業内容を広く社会に発信し、当財団の仕組みを活用して寄付を集める、資金調達サポートプログラムです。寄付募集を通じて、地域や社会の課題を「見える化」し、その認知度を高めることでNPOに必要なお金の流れをつくります。

採択された団体は、事業運営・寄付募集計画など相談や研修等のサポートにより、資金調達ができる組織を目指します。

このたび、事業指定助成プログラムにチャレンジする団体を募集します。

**申請受付期間 2023年8月1日（火）～9月15日（金）必着**

**寄付募集開始 2023年11月中旬より 最長1年間**

## 【こんな団体におすすめです】

- ・新規事業立ち上げ、事業拡大展開の資金を集めたい
- ・多くの方に事業のことや取り組んでいる課題について知ってもらいたい
- ・活動に関わる仲間を増やしたい
- ・寄付集めをしたかったが、きっかけがなかった
- ・初めて寄付集めにチャレンジしたい
- ・寄付集めによる資金調達のノウハウを身につけたい

## 【プログラムの特長】

### <税制優遇>

- ・寄付者は本プログラムを通して寄付をすることで、寄付金控除などの税制優遇を受けることができます。

### <情報発信>

- ・社会に事業の意義をアピールするために、当財団 HP 内に各事業専用 Web ページを作成、状況に応じてチラシなども作成しアピールします。
- ・寄付者に事業の活動状況や寄付金の使途を伝え、継続的な支援を促します。

### <寄付金管理>

- ・寄付金管理や領収書発行、Web 上でのクレジットカード寄付決済機能などを提供します。

### <資金調達サポート>

- ・寄付集めの計画や戦略づくりに関する相談や研修、効果的な広報やPRなど、資金調達に必要なノウハウを提供します。

## 1. 対象団体

次のすべてに該当する団体が対象となります。

- (1) 千葉県内に事務所を置く NPO 法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体などであること（法人格の有無は不問）
- (2) 公益コミュニティサイト「CANPAN」(<https://fields.canpan.info>) に団体登録し、情報開示レベル★3つ以上を獲得している団体
- (3) 以下のいずれにも該当しない団体
  - ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
  - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
  - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体（以下「暴力団等」という）、その他法令、公序良俗等に違反する団体

## 2. 申請額（助成限度額）

- ・申請金額（助成限度額）に定めはありません。
- ・補助率のような制限もなく、実施事業にかかる費用の 100%を申請可能です。
- ・申請いただいた事業の執行に関わるものであれば、助成金の使途に制限はありません。
- ・助成される金額は、実際に集まった寄付金額から当財団の運営経費（20%）を引いたものになります。  
※寄付募集額は、申請額に当財団の運営費を加えた額となります。  
※寄付募集額は、事業内容や組織の状況等により変更する事があります。

## 3. 寄付募集期間と事業実施期間

- ・寄付募集期間は、2023 年 11 月中旬以降最長 1 年間で、申請時に団体ごとに定めることができます。この間当財団の仕組み（ウェブサイト、カタログ、クレジットカード決済機能、税制優遇など）を活用していただけます。
- ・事業実施期間は、寄付募集開始以降、寄付募集終了後 1 年以内に完了する事業で、申請時に団体ごとに定めることができます。

<例 1 >

寄付募集期間：2023 年 11 月 15 日～2024 年 3 月 31 日（4.5 か月）

事業実施期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日（12 か月）

<例 2 >

寄付募集期間：2023 年 12 月 1 日～2024 年 11 月 30 日（12 か月）

事業実施期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 10 月 31 日（19 か月）

## 4. 対象事業

- ・以下のいずれにも該当せず、千葉県における公益的な事業（地域課題の解決や地域社会の健全な発展に貢献する）を対象とします。
- ・寄付募集開始以降、寄付募集終了後 1 年以内に完了する事業とし、1 団体あたりの申請事業数に制限

はありません。また、施設・備品整備事業も対象となります。

#### 【対象とならない事業】

- ・ 営利を主たる目的とする活動
- ・ 個人的な活動や趣味的なサークル活動
- ・ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
- ・ 暴力団等と関係のある活動、その他法令・公序良俗等に違反する活動

### 5. 採択団体が受けられるサポート

- ・ 寄付募集用専用ウェブサイトへの掲載
- ・ カード決済、専用口座などの決済システムの提供
- ・ 寄付者管理、領収書の発行
- ・ 広報やPRのサポート
- ・ 寄付集めの計画や戦略づくりに関するサポート

### 6. 採択団体が実施すること

- ・ 寄付金集めに関する組織内の合意と組織全体での主体的・積極的な行動（寄付のお願い）
- ・ 定期的（週1回程度）に活動状況や寄付総額等をウェブサイトやブログに掲載すること
- ・ 寄付者に対し、寄付のお礼や事業終了後の報告をすること
- ・ 事業終了後1か月以内に所定の「助成事業報告書」（決算書含む）の提出すること
- ・ 事業が終了した年の12月に開催する当財団主催の成果報告会に参加し事業の実施報告を行うこと

### 7. 申請受付期間

2023年8月1日（火）～9月15日（金）17時必着

### 8. 申請方法

- ・ 事前に一度、ご連絡・ご相談ください。予約メール：info@chibanowafund.org
- ・ 所定の「助成事業申請書」を作成の上、電子メール添付でご送付ください。
- ・ 申請書はWord文書のままで提出してください。
- ・ 件名に「事業指定助成プログラム申請（団体名）」と明記してください。
- ・ 郵送での提出は受付対象外となります。必ず電子メールで提出してください。

※「助成事業申請書」は当財団のウェブサイトからダウンロードしてください。

ダウンロード URL <https://chibanowafund.org/grant.html>

※申請に際しては、CANPAN 団体情報を最新情報に更新し、定款（規則）、役員名簿、直近年度の事業報告書・決算書類をCANPAN上にアップロードしてください（必須）

※「助成事業申請書」には必要に応じて、申請事業の内容がわかる資料（リーフレット、チラシ、写真等）を添付していただくことも可能です。

## 9. 選考について

- ・事務局によるヒアリングを実施後、当財団が設置する助成等選考委員会で審査・選考し、理事会が最終決定します。
- ・選考の結果、助成限度額が申請額から変更（増減額）されることもあります。
- ・選考の結果は、10月下旬までに各団体にメールにてお知らせします。お電話での問い合わせには応じかねます。

### 【選考基準】

- ・事業指定助成プログラムの趣旨と条件に合致しているか
- ・地域社会のニーズを踏まえ、活動の目的が明確で、かつ実現方法が適切か
- ・事業の効果が見込まれる事業設計となっているか
- ・広く社会の共感を得られる事業となっているか
- ・寄付募集の積極的な意欲があるか、体制があるか

## 10. 採択後の手続き

- ・採択後、覚書を締結します。
- ・助成対象団体と当財団で協議し、申請内容に基づき、寄付募集期間、寄付募集内容、対象事業期間、その他の広報方針を決定し、寄付募集事業の広報活動を行います。

## 11. 助成金の交付

- ・寄付募集期間終了後、1か月以内に「助成金交付決定通知書」を送付します。所定の「助成金交付申請書」を提出していただいた後、指定口座に振り込みます（中間支払いも可能です）。
- ・助成金額は、実際に集まった寄付金額から当財団の運営経費（20%）を引いたものになります。

## 12. 注意事項

### (1) 事業の変更・中止があった場合の取り扱い

事業に大きな変更があった場合は、変更申請により再審査を行います。助成に値する事業として認められた場合、助成金を交付します。事業の中止（団体の解散）があった場合は、助成金は原則交付いたしません。また交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は当財団に全額返還していただきます。

### (2) 寄付獲得金額のよって、申請事業が変更せざるを得なくなった場合の取り扱い

団体から事業変更申請を提出いただきます。

### (3) 以下の場合は助成金を交付することができません。

- ・寄付者と団体との間で助成金（寄付金）が不正な利益の取得や供与に使用される疑義がある場合。
- ・助成金の元となる寄付金が思うように集まらなかった等で必要な資金調達ができず、事業を全く実施できない場合。（特に施設や設備を整えるために寄付を募集する事業の場合、ご注意ください。事前にご相談いただくことをおすすめします。）

### (4) 助成金として交付されなかった寄付金の取り扱いと寄付者への説明について

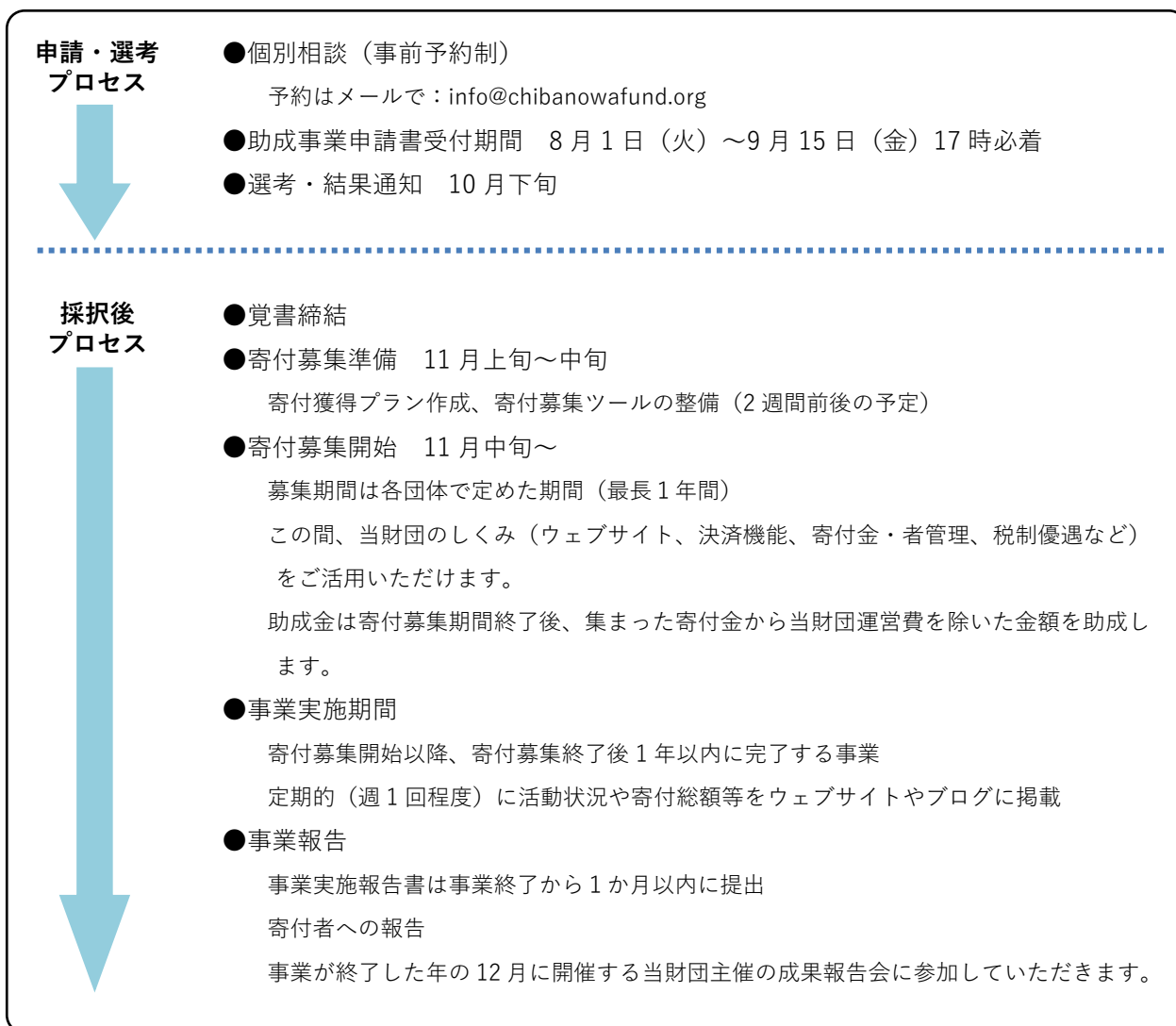
団体と当財団で寄付者への説明責任を果たすとともに、寄付金は可能な限り寄付者の意思に沿い、当

財団が別の方法で市民公益活動の支援に活用します。

(5) CANPAN の情報開示レベルについて

助成事業期間中は公益コミュニティサイト「CANPAN」団体情報開示レベル★3つを保持してください。

### 13. 申請から事業報告までの流れ



### お問い合わせ・申請先

#### 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

TEL：043-239-5335

E-mail：info@chibanowafund.org

URL：<https://chibanowafund.org>